

財政運営基準等の見直しにかかる 行政回答について(厚年、DB)

対象先	DB年金	厚年基金	適格年金	退職金	DC
	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準	その他
内容					

ご参考に厚年基金・DB年金以外のお客様にも送信しています。

ポイント

財政運営基準等の見直しに関して、照会事項に関する行政回答がありましたので以下に回答内容のポイントをご案内します。

【厚年基金・DB年金共通】

- 平成25年3月末までの掛金引上げ猶予について、猶予明け後の掛金を規約に明記することが要件となっているが、「特例掛金」の引上げを猶予する場合は、規約に明記しない。
- 非継続基準の判定において過去3事業年度における積立要件を確認する際には、各々の年度の積立要件¹を満たしたか否かで判定される。 3頁ご参照
- 経過措置期間中(平成24～28年度²)の財政検証に基づく回復計画の計画期間の終了年度については、継続実施または再策定の場合、平成23年度財政検証の回復計画の終了年度とすることが可能(見直し不要)。 4頁ご参照
ただし、積立要件¹や前提条件³は改定後のものを使用する。
- 回復計画上の年金資産運用利回りの見込みは、最低積立基準額の算定に用いた利率を使用できるが、厚年基金は「計画作成時(=翌事業年度)」の算定利率を使用。DB年金は「計画作成時(=翌事業年度)」または「当該事業年度末」の算定利率を使用可能。

【厚年基金のみ】

- 指定基金が回復計画を作成する場合には年金資産は「時価」しか使用できないが、積立比率に応じた方法を適用する場合(平成23年度末まで)には「数理的評価」を使用することも可能。

1	財政検証日	～ H25.3.30	H25.3.31～ H26.3.30	H26.3.31～ H27.3.30	H27.3.31～ H28.3.30	H28.3.31～ H29.3.30	H29.3.31～
	積立要件	0.90	0.92	0.94	0.96	0.98	1.00

2 DB年金の場合は平成25年3月31日から平成30年3月30日

3 資産運用利回り、資産の評価方法、最低責任準備金付利率(厚年のみ)等

今回明らかになった部分を
吹き出しで表示しています

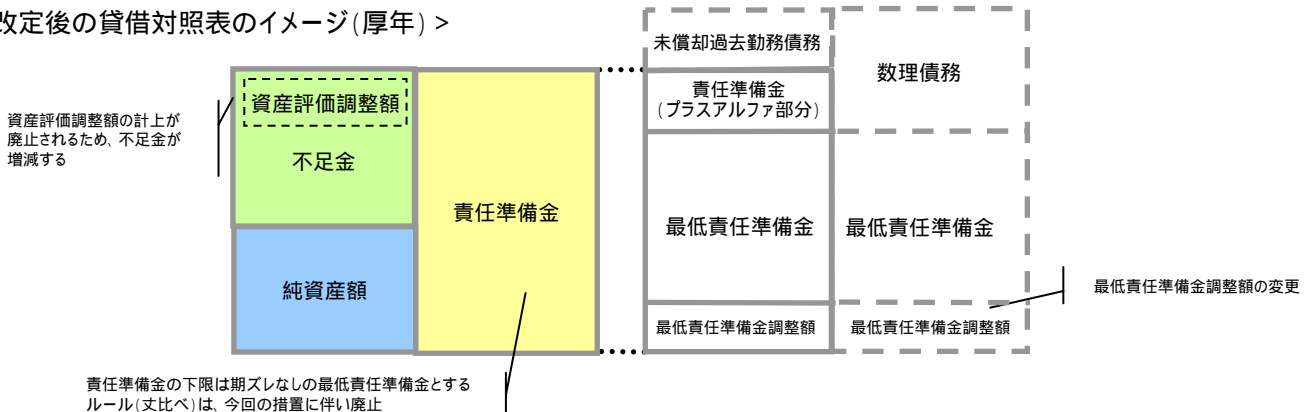
改定内容のまとめは次頁以降をご参照

1. 財政の健全化の観点から改正する事項(弾力化措置・継続基準)

(注) 年金ニュースNo. 283の再掲(吹き出し以外)
 (注) 下線部分は厚年基金のみに関する事項

	改定項目	現行	改定後	適用時期	対象
弾力化措置	掛金引上げ猶予	期限(平成24年3月適用掛金まで)で廃止 特例掛金の引上げを猶予する場合は規約に明記しない	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年4月以降に引上げが必要な掛金を平成25年3月末日まで引上げ猶予可能(指定基金は除く)。 適用する場合は、猶予明け後の掛金を猶予開始の前日までに規約上に明記する 	平成25年3月末日適用掛金まで	厚年、DB
	下方回廊方式	期限(平成24年3月末)で廃止	同左	平成24年3月末日基準日まで	
	予定利率の引下げに伴う不足金処理の特例(追加)	-	平成25年4月1日までに予定利率引下げに伴い給付減額をする場合、当該規約変更基準日時点の不足金について掛金引上げを留保可能 次回の財政決算時の不足金となる	平成25年4月1日変更まで	厚年
継続基準	貸借対照表	<ul style="list-style-type: none"> 貸借対照表に計上する債務は最低責任準備金(継続基準)と数理債務 	<ul style="list-style-type: none"> 貸借対照表に計上する債務(大分類)は責任準備金へ変更(未償却過去勤務債務残高と数理債務は欄外に記載する) $\text{責任準備金} = \text{責任準備金(プラスアルファ部分)} + \text{最低責任準備金} + \text{最低責任準備金調整額}$ $\text{責任準備金の下限を期ズレなしの最低責任準備金とするルール(文比ベ)は、今回の措置に伴い廃止}$ 	平成24年度(平成25年3月31日)の財政決算・財政検証から	厚年、DB
	財政検証の判定	<ul style="list-style-type: none"> 数理的評価(資産評価調整額)を反映 最低責任準備金調整額は最低責任準備金と最低責任準備金(継続基準)の差額 	<ul style="list-style-type: none"> 貸借対照表上、数理的評価(資産評価調整額)は廃止 最低責任準備金調整額は最低責任準備金から以下の算式により計算する方式へ変更 $\begin{aligned} & \text{最低責任準備金調整額} \\ &= \text{当年度末最低責任準備金} \\ & \times \{(1 + \text{前年度の厚年本体利回り})^{9/12}\} \\ & \times \{(1 + \text{当年度の厚年本体利回り}) / 1.0723 - 1\} \end{aligned}$ 		
	財政(掛金)計算		現行基準と概ね同様		

< 改定後の貸借対照表のイメージ(厚年) >



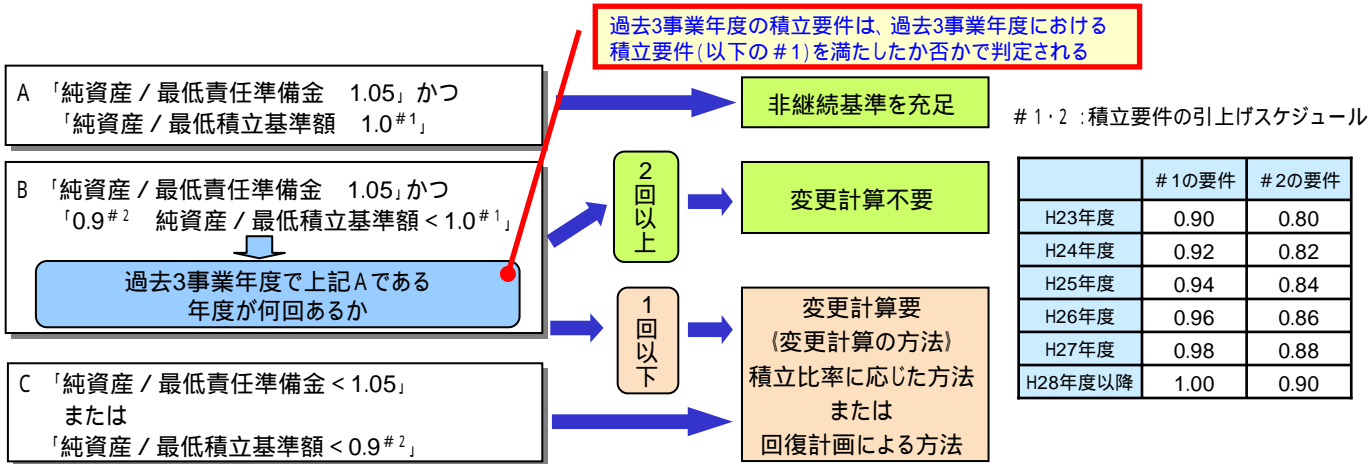
1. 財政の健全化の観点から改正する事項 (非継続基準)

(注) 年金コースNo. 283の再掲(吹き出し以外)
 (注) 下線部分は厚年基金のみに関する事項

改定項目	現行	改定後	適用時期	対象	
非継続基準	積立要件	最低責任準備金の105% かつ 最低積立基準額の90%	<ul style="list-style-type: none"> 最低責任準備金の105% かつ 最低積立基準額の100% ¹ 但し積立水準の引上げスケジュールは今後の経済情勢や環境等を踏まえ、必要なら所要の検討を加え必要な措置を講ずる。 	平成24年度(平成25年3月31日)の財政検証から	厚年、DB
	回復計画	非継続基準に抵触した場合の掛金拠出方法として「回復計画を作成する方法」、「積立比率に応じた方法」が使用可能	<ul style="list-style-type: none"> 「回復計画を作成する方法」は廃止 但し平成28年度の財政検証まで(5年間)は使用可能(経過措置) ² 		
	計画期間	10年	7年 ³		
	最低責任準備金付利率	以下のいずれかの率 厚生年金の直近の財政見通しに用いられている 予定運用利回り 厚年本体の直近5年の運用実績の平均値	厚生年金の直近の財政見通しに用いられている 予定運用利回り		
	年金資産利回り	予定利率以下	以下のいずれか大きい率を上回らないこと 運用実績の過去5年平均 計画作成時(DBは当該事業年度末または計画作成時)の最低積立基準額の算定利率 厚生年金の直近の財政見通しに用いられている 予定運用利回り		
年金資産の評価方法	時価または数理上資産	時価			

・厚年基金は「計画作成時(=翌事業年度)」の算定利率のみ使用可能
 ・DB年金は「計画作成時(=翌事業年度)」または「事業年度末」の算定利率を使用可能

1 <改定後の非継続基準の判定フローと積立要件の引上げスケジュール>



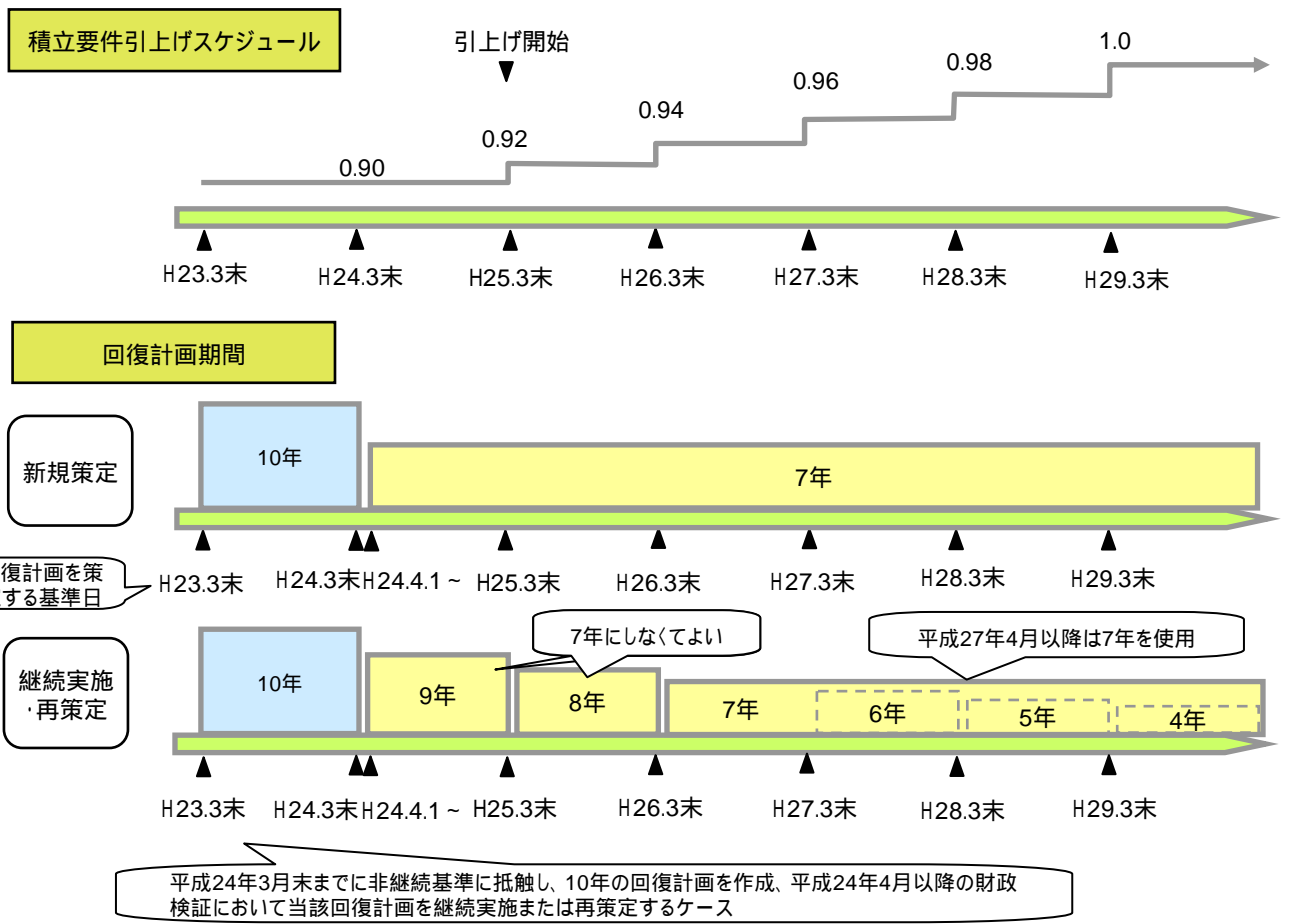
2 経過措置期間中は「積立比率に応じた方法」、「回復計画を作成する方法」のいずれかの方法に基金等の任意で変更可能

3 当初の回復計画の終了年度において積立水準を満たす場合(継続実施)には、計画期間の見直しは不要。また、回復計画を見直す場合にも当初の終了年度としてよい。

積立要件や前提は改定後のものを使用する

<【ご参考】積立要件の引上げスケジュールと回復計画期間(10年 7年)の関係>

- 「積立要件」が引上げになる(予定)のは平成25年3月末の財政検証からとなる。
- 一方、「回復計画期間」が10年から7年に短縮化されるのは、基準日が平成24年4月1日(経過措置終了後)からとなる。但し、既に回復計画を策定している場合には当該回復計画の終了年度までの計画期間とすることができる。



1. 財政の健全化の観点から改正する事項(指定基金)

(注) 年金ニュースNo.283の再掲
(注) 当頁は厚生基金のみに関する事項

改定項目		現行	改定後	適用時期	対象
指定基金 健全化計画	指定対象基金	指定年度 ¹ の前3事業年度連続で純資産額 < 最低責任準備金 × 0.9	以下のいずれかに該当する厚生基金 <ul style="list-style-type: none"> 指定年度¹の前3事業年度連続で純資産額 < 最低責任準備金 × 0.9 指定年度の前事業年度末で純資産額 < 最低責任準備金 × 0.8 	平成23年度から	厚生
	健全化のための具体的措置	「改善措置の内容」及び「実施年月の見込み」を記載	代議員会の議決を経た上で記載することを原則とするが、「具体的措置を実施すること及び実施時期」の「見込み ² 」を記載することは差し支えない		
	最低責任準備金付利率	以下のいずれかの率 厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回り 厚生本体の直近5年の運用実績の平均値	厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回り		
	年金資産の利回り	基金の予定利率以下	以下のいずれか大きい率を上回らないこと 基金の運用実績の過去5年平均計画作成時の最低積立基準額の算定利率 厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回り		
	申請時期	指定年度の2月末日までに地方厚生局に提出	<ul style="list-style-type: none"> 指定年度の2月末日までに地方厚生局に提出 指定年度の2月末日までに提出することが困難な場合には、その旨を地方厚生局に報告し、遅くとも、指定年度の翌年度の9月末日までに管轄の地方厚生局に提出 		
	承認基準 ³	指定年度の3月末日までに承認 健全化計画の最終年度において純資産額 最低責任準備金 × 0.9となっていることが前提	<ul style="list-style-type: none"> 具体的措置の実施が見込まれ、基金の財政の健全化が見込まれる場合には承認する 例えば、指定年度の前年度に比べて、健全化計画の最終年度における最低責任準備金に対する純資産額の比率が上昇すること 		
	様式	財政に関する事項(設立時以降の給付設計や決算状況等)業務に関する事項(設立時以降の業務会計等) 歴代代議員・理事等名簿 財政状況の経緯と現行のままでの財政見通し 財政健全化計画 健全化計画に基づく財政見通し	財政健全化計画 健全化計画に基づく財政見通し (左記の ~ は廃止)		

- 1 指定する日の属する年度(決算年度 + 1年度)
- 2 見込みを記載する場合であっても、健全化計画は、あくまでも、基金の財政の健全化を図ることを目的としたものであることに十分留意が必要
- 3 財政健全化の目標は、「最低責任準備金の9割相当の資産の確保」であることに変更ないため、各基金において承認されるか否かについては個別性が高いと考えられる

< [ご参考] 指定基金となった場合の回復計画の取扱い >

- 従来より指定基金が作成する回復計画は、健全化計画と前提を合わせる必要がある。
- 先般、健全化計画の前提は通知改定（[年金ニュースNo.272](#)）により改定・施行済。
- よって指定基金が作成する回復計画は、平成24年度の財政検証を待たずして健全化計画の前提と合わせる必要がある（早期適用が必要）。以下は平成23年度までの指定基金が回復計画を作成する場合の取扱いをまとめたもの。

(注) 年金ニュースNo.272の再掲(吹き出し以外)

	健全化計画	指定基金となった場合の回復計画の取扱い
積立目標水準	最低責任準備金 × 0.9以上	最低責任準備金 × 1.05以上かつ 最低積立基準額 × 0.9以上(従前通り)
承認基準	具体的措置の実施が見込まれ、基金の財政の健全化が見込まれる場合 例えば、指定年度の前年度に比べて、健全化計画の最終年度における最低責任準備金に対する純資産額の比率が上昇すること	まずは回復計画も満たすような掛金の手当てを検討すべき。その上で、健全化計画は満たすが回復計画を満たさないような掛金上げの規約変更の申請となった場合は、掛金が不十分な点について改善を検討する旨の条件付で認可する。
計画期間	5年	10年(平成24年3月末の財政検証まで、それ以降は7年)
最低責任準備金付利率の前提	厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回りを下回らないこと	回復計画の計画期間の終了年度は、継続実施または再策定の場合、平成23年度財政検証の回復計画の終了年度とすることが可能(見直し不要) 同左
年金資産利回りの前提	「基金の運用実績の過去5年平均」、「最低積立基準額の算定利率」または「厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回り」のいずれか大きい率を上回らないこと	積立比率に応じた方法の場合には「数理的評価」を使用可能(平成23年度末まで) 同左
資産評価方法	時価のみ使用可能	同左
提出時期	指定年度の2月末日までに提出(困難な場合には、その旨を地方厚生(支)局長に報告し、遅くとも、指定年度の翌年度の9月末日までに管轄の地方厚生(支)局長に提出)	基準日の翌日から11ヶ月以内(翌年2月末日まで)に提出(健全化計画の提出を翌年度の9月末日まで延長する場合でも同様) 健全化計画の提出を9月末日等に延長した場合のように、健全化のための具体的措置が未確定のため、回復計画の最終年度において積立目標水準を満たしていない回復計画を提出することはやむを得ない(その旨を欄外に記入) 平成22年度決算に基づく回復計画(継続実施先も含む)は、健全化計画と同じ前提により回復計画を再策定し、平成24年2月末日までに提出要

提出時点で確定している直近決算に基づき作成

2. 制度運営の効率化の観点から改正する事項

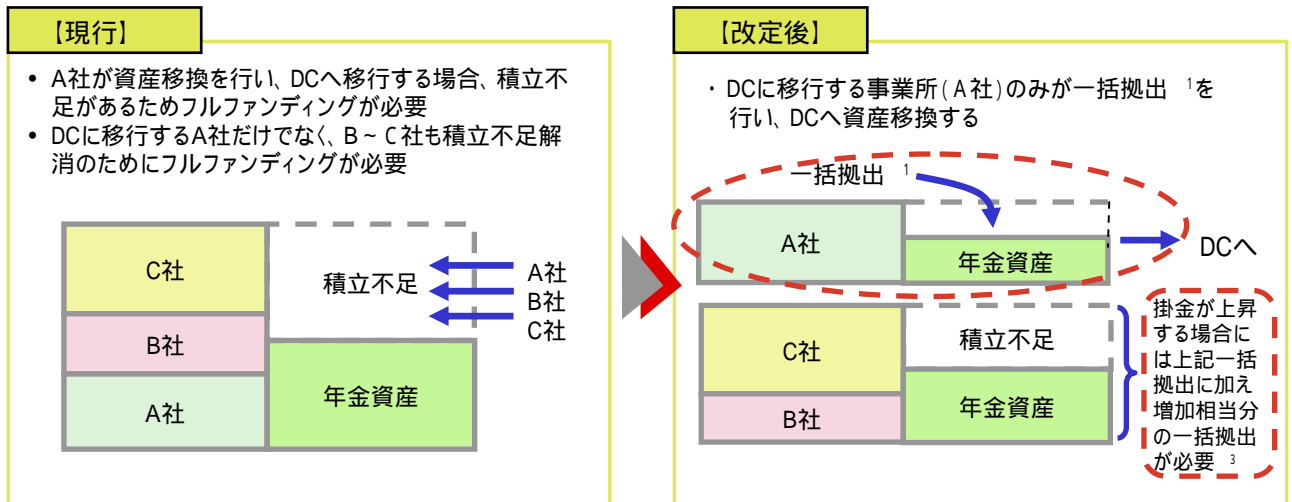
(注) 年金ニュースNo. 283の再掲

改定内容	概要	適用時期	対象	
財政再計算時期の見直し	基礎率を全て見直して行う財政計算を財政再計算と定義し、次回再計算日は当該財政再計算日の5年後となる(財政再計算に伴い免除保険料率も洗い替える) 次回定例再計算を財政計算基準日から5年を超えない事業年度末とする取扱いが可能	平成24年度 (平成25年3月31日)の財政計算から	厚年	
特別掛金率の計算方法の見直し	特別掛金の計算に加入者(員)数の動向や将来の給与水準の変化を織り込める	公布日から	厚年、DB	
過去勤務債務の償却方法の見直し	[厚年]段階引上げ償却の要件である「選択一時金の休止」、「許容繰越不足金の制限」要件が撤廃された [DB]段階引上げが可能となった			
確定拠出年金へ的一部移行に伴う一括拠出の緩和	確定拠出年金へ一部移行する際の積立不足に対する一括拠出の範囲が、移換者の移行部分に限定された(詳細は次頁ご参照)			
(2号)脱退一時金換算率の要件緩和	(2号)脱退一時金の上限を算定する割引率が、給付額算定に用いる据置率となった			DB
選択一時金換算率の要件緩和	選択一時金の上限を算定する割引率が、支給要件を満たしたときの下限予定利率または一時金受給時の下限予定利率のいずれか低い率となった			
キャッシュバランスプランにおける指標の弾力化	再評価の指標として、一定の上下限(下限は単年度でゼロ以上)を付した市場インデックスが使用できるようになった 市場インデックスはNOMURA-BPI、TOPIX、シティグループ世界国債インデックス、MSCI-KOKUSAI等やその組み合わせも使用可能			厚年、DB
制度終了時における残余財産の優先分配の追加	掛金を負担した加入者に優先分配が可能となった			DB
申請書類の簡素化	「加入者数を示した書類(規約型DB)」、「業務委託に関する書類」が廃止された			
業務報告の簡素化	被用者年金被保険者数、業種、業務委託状況等の項目が業務報告様式から除外される			
代表事業主による申請手続	複数の事業主が共同で実施する規約型DBにおいて、代表事業主を設け新規規約や規約変更の承認申請を行うものとされた			公布日から
届出事項及び届出不要事項の拡大	事業主等の名称・住所、実施事業所の名称・所在地等の届出事項・届出不要事項の範囲が拡大された			
支払終了制度の終了時の残余財産の分配	支払終了制度の終了時の残余財産の分配方法について規約記載事項とされた			

< 確定拠出年金への一部移行に伴う一括拠出の緩和 >

(注) 年金ニュースNo.283の再掲

(注) 下線部分は厚年基金のみに関する事項



1 移行部分の最低積立基準額 - 債務比²で割りあてられた移行部分の年金資産

2 債務比とは以下のいずれか

給付現価の比

数理債務の比

責任準備金(数理債務 - 特別掛金収入現価 - 特例掛金収入現価)の比

最低積立基準額の比

受給権者分を先取りした上で、上記 ~ のいずれかの比

なお、厚年基金については、上記 または または に最低責任準備金と最低責任準備金調整額を加えた額の比となる

3 事業所のDC移行により移行元制度の掛金が増加するときは、DC移行する事業所は当該増加する額相当の一括拠出が必要

以上